

県内の学校数及び生徒数の現状(平成18年5月1日現在)

区 分 学校種別		学 校 数			生 徒 数		
		総 数	うち私立学校	構成比	総 数	うち私立学校	構成比
高 等 学 校	全日制課程	88 <small>校</small>	23 <small>校</small>	26.1 <small>%</small>	55,355 <small>人</small>	16,562 <small>人</small>	29.9 <small>%</small>
	定時制課程	12	0	0	2,208	0	0
	通信制課程	3	2	66.7	2,222	596	26.8
	計	103	25	24.3	59,785	17,158	28.7
中 学 校		174	8	4.6	56,526	2,109	3.7
小 学 校		437	3	0.7	113,676	1,009	0.9
幼 稚 園		344	34	9.9	22,476	5,607	24.9
計		1,058	70	6.6	252,463	25,883	10.3

注1) 小学校では8校、幼稚園では1校の分校を含む。

2) 通信制課程は、3校とも全日制と併置

○ 学校とは

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園
【学校教育法第1条】

○ 私立学校とは

学校法人の設置する学校 【私立学校法第2条第3項】

○ 学校法人とは

私立学校の設置を目的として設立される法人 【私立学校法第3条】

○ 私立学校の所管

私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校の所管は、都道府県知事 【私立学校法第4条】

岡山県の私立学校の学校別生徒数(平成18年5月1日現在)

(単位:人)

学年 学校名	1年		2年		3年		全日制計		専攻科		全日制・専攻科		通信制課程	
	学則定員	実員	学則定員	実員	学則定員	実員	学則定員	実員	学則定員	実員	学則定員	実員	学則定員	実員
	高 関西高等学校	662	470	662	451	662	642	1,986	1,563			1,986	1,563	
岡山高等学校	160	147	160	167	160	150	480	464			480	464		
岡山商科大学附属高等学校	350	255	350	157	350	137	1,050	549			1,050	549		
山陽女子高等学校	450	174	450	176	450	218	1,350	568			1,350	568		
就実高等学校	570	415	570	401	570	511	1,710	1,327			1,710	1,327		
明誠学院高等学校	370	499	370	593	370	428	1,110	1,520			1,110	1,520		
ベル学園高等学校	210	245	210	186	210	204	630	635	80	73	710	708		
岡山理科大学附属高等学校	595	420	595	499	595	549	1,785	1,468			1,785	1,468	600	432
岡山学芸館高等学校	385	415	385	335	385	369	1,155	1,119			1,155	1,119		
清心女子高等学校	260	141	260	151	260	177	780	469			780	469		
川崎医科大学附属高等学校	50	27	50	23	50	23	150	73			150	73		
倉敷高等学校	330	239	330	184	330	178	990	601			990	601		
倉敷翠松高等学校	365	326	365	307	365	229	1,095	862	70	66	1,165	928		
金光学園高等学校	240	244	240	233	240	220	720	697			720	697		
おかやま山陽高等学校	287	262	287	336	287	255	861	853			861	853		
黎明高等学校	200	184	200	153	200	115	600	452			600	452		
興譲館高等学校	210	154	301	138	301	147	812	439			812	439		
岡山県高梁日新高等学校	150	132	150	118	173	57	473	307			473	307		
岡山県美作高等学校	267	299	267	243	267	193	801	735			801	735	300	164
岡山県作陽高等学校	380	184	380	181	380	229	1,140	594			1,140	594		
岡山県共生高等学校	100	95	100	67	100	82	300	244			300	244		
岡山白陵高等学校	160	180	160	177	160	173	480	530			480	530		
吉備高原学園高等学校	100	130	100	113	100	111	300	354			300	354		
計	6,851	5,637	6,942	5,389	6,965	5,397	20,758	16,423	150	139	20,908	16,562	900	596

学年 学校名	1年		2年		3年		計	
	学則定員	実員	学則定員	実員	学則定員	実員	学則定員	実員
中 山陽女子中学校	70	24	70	17	70	18	210	59
就実中学校	70	59	70	55	70	39	210	153
清心中学校	160	102	160	85	160	110	480	297
金光学園中学校	225	199	225	178	225	184	675	561
校 岡山白陵中学校	120	158	120	144	120	153	360	455
岡山中学校	135	160	135	163	135	149	405	472
吉備高原希望中学校	15	5	15	8	15	11	45	24
岡山理科大学附属中学校	80	34	80	23	80	31	240	88
計	875	741	875	673	875	695	2,625	2,109

学年 学校名	1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計	
	学則定員	実員	学則定員	実員	学則定員	実員	学則定員	実員	学則定員	実員	学則定員	実員	学則定員	実員
小 ノートルダム清心女子大学附属小学校	60	71	60	76	60	65	60	73	60	72	60	67	360	424
朝日塾小学校	120	110	120	104	120	102	120	95	120	82	120	82	720	575
校 吉備高原のびのび小学校	20	1	20	0	20	0	20	1	20	4	20	4	120	10
計	200	182	200	180	200	167	200	169	200	158	200	153	1,200	1,009

岡山県の私立学校の学校別園児数(平成18年5月1日現在)

(単位:人、%)

	学校名	定員	3歳	4歳	5歳	実員合計	備考
		①	実員	実員	実員	②	
幼	内山下幼稚園	200	91	68	62	221	110.50
	岡山聖園幼稚園	360	90	85	80	255	70.83
	岡山聖園マリア幼稚園	240	62	70	74	206	85.83
	みどり幼稚園	200	6	15	11	32	16.00
	つしま幼稚園	300	71	83	70	224	74.67
	ノートルダム清心女子大学附属幼稚園	240	68	70	92	230	95.83
	山陽学園短期大学附属幼稚園	100	44	21	40	105	105.00
	第一ひかり幼稚園	270	78	92	81	251	92.96
	第三ひかり幼稚園	160	63	50	28	141	88.13
	あけぼの幼稚園	320	69	91	84	244	76.25
	中仙道幼稚園	220	52	59	62	173	78.64
	御南幼稚園	195		85	73	158	81.03
	朝日塾幼稚園	320	79	67	70	216	67.50
	のぞみヘルナデッタ幼稚園	90	14	24	18	56	62.22
稚	竹中幼稚園	150	50	31	38	119	79.33
	御国幼稚園	300	107	121	97	325	108.33
	同心幼稚園	200	64	69	67	200	100.00
	みのり幼稚園	100	30	35	29	94	94.00
	しらゆり幼稚園	295	53	44	47	144	48.81 (倉敷)
	奈良佐保短期大学附属倉敷幼稚園	80	35	35	24	94	117.50
	まこと幼稚園	280	55	55	77	187	66.79
	第二まこと幼稚園	360	42	54	37	133	36.94
	慈愛幼稚園	400	96	125	91	312	78.00
	マリア幼稚園	200	23	30	32	85	42.50
	あさひ幼稚園	320	127	148	160	435	135.94
	海星幼稚園	240	75	80	87	242	100.83
	勇崎幼稚園	170	20	26	16	62	36.47
	園	敬愛幼稚園	210	5	14	9	28
第二敬愛幼稚園		210	27	35	29	91	43.33
明星幼稚園		150	26	22	17	65	43.33
しらゆり幼稚園		270	54	58	61	173	64.07 (津山)
美作大学附属幼稚園		180	68	69	68	205	113.89
金光学園幼稚園		90	28	32	39	99	110.00
湯野幼稚園		30			2	2	6.67
合計		7,450	1,772	1,963	1,872	5,607	75.26 34園

岡山県における私学助成について

○私学助成の目的等

目的	① 私立学校の教育条件の維持向上 ② 児童、生徒、学生又は幼児の修学上の経済的負担の軽減 ③ 私立学校の経営の健全性の向上 <div style="text-align: center;">⇩</div> 私立学校の健全な発展に資する (私立学校振興助成法第1条)
----	---

対象	私立の学校 (学校法人) 学校とは・・・私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園 (私立学校振興助成法第2条) (学校教育法第1条)
----	---



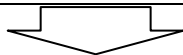
施策	① 教育に係る経常的経費に対する補助 (私立学校振興助成法第9条) ② その他の補助、長期・低利貸付、財産の譲渡・貸付 (同法第10条)
----	---

○岡山県の状況 (経緯等)

私立学校振興助成法

+

岡山県私立学校問題懇談会答申 (昭和55年12月)



本県の助成施策	① 運営費補助 ・ 経常的経費に対する補助 ・ 特別対策に要する経費に対する補助 ② その他 ・ 授業料減免分補助 ・ 奨学金貸与事業補助 ・ 特色教育施設設備整備費補助 等
---------	---

私立学校振興助成法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する児童、生徒、学生又は幼児に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する学校をいう。

2 この法律において「学校法人」とは、私立学校法第3条に規定する学校法人をいう。

3 この法律において「私立学校」とは、私立学校法第2条第3項に規定する学校をいう。

（学校法人の責務）

第3条 学校法人は、この法律の目的にかんがみ、自主的にその財政基盤の強化を図り、その設置する学校に在学する児童、生徒、学生又は幼児に係る修学上の経済的負担の適正化を図るとともに、当該学校の教育水準の向上に努めなければならない。

（私立大学及び私立高等専門学校の経常的経費についての補助）

第4条 国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育または研究に係る経常的経費について、その2分の1以内を補助することができる。

2 前項の規定により補助することができる経常的経費の範囲、算定方法その他必要な事項は、政令で定める。

（学校法人が行う学資の貸与の事業についての助成）

第8条 国又は地方公共団体は、学校法人に対し、当該学校法人が設置する学校の学生又は生徒を対象として行う学資の貸与の事業について、資金の貸付けその他必要な援助をすることができる。

（学校法人に対する都道府県の補助に対する国の補助）

第9条 都道府県が、その区域内にある小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園を設置する学校法人に対し、当該学校に於ける教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

（その他の助成）

第10条 国又は地方公共団体は、学校法人に対し、第4条、第8条、及び前条に規定するもののほか、補助金を支出し、又は通常の場合よりも有利な条件で、貸付金をし、その他の財産を譲渡し、若しくは貸し付けることができる。ただし、国有財産法並びに地方自治法第96条及び第237条から第238条の5までの適用を妨げない。

<関連法規>

学校教育法 第1条 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。

私立学校法 第2条第3項 この法律において「私立学校」とは、学校法人の設置する学校をいう。

第3条 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

岡山県私立学校問題懇談会答申（昭和55年12月）の概要

○ 私立学校に対する望ましい助成制度の在り方

- ・私学助成は、教育条件の維持及び向上並びに保護者負担の軽減を図るとともに、経営の健全性を高め、私立学校の健全な発展に資するものでなければならない。
- ・概ね現行の施策を基調とし、一層積極的に充実すること。

① 運営費助成について

運営費を対象とするものについては、教育条件の維持及び向上、魅力ある教育の基盤づくり、保護者負担の軽減に役立つものでなければならない。

(ア) 運営費助成の積算について

- ・基本的には現行の標準運営費の1/2を助成総額とする方式を踏襲すること。
- ・標準運営費と実態経費の格差是正に努めること。
- ・特色教育経費、教職員研修経費、クラブ活動経費、集団宿泊経費を算入すること。

(イ) 運営費助成の配分について

- ・概ね現行方式に準拠する。
- ・調整割の配分については、教育努力、経営努力、保護者負担の軽減努力等を助長する要素の比率を増やす方向で検討すること。
- ・不健全経営の学校には、正常化のための将来計画を確認のうえ、配分のこと。

② 施設・設備整備費補助について

- ・特色教育実施のための資金需要の増加に対応する適切な措置を講ずること。
- ・国庫補助制度を補完する県費補助措置を継続すること。

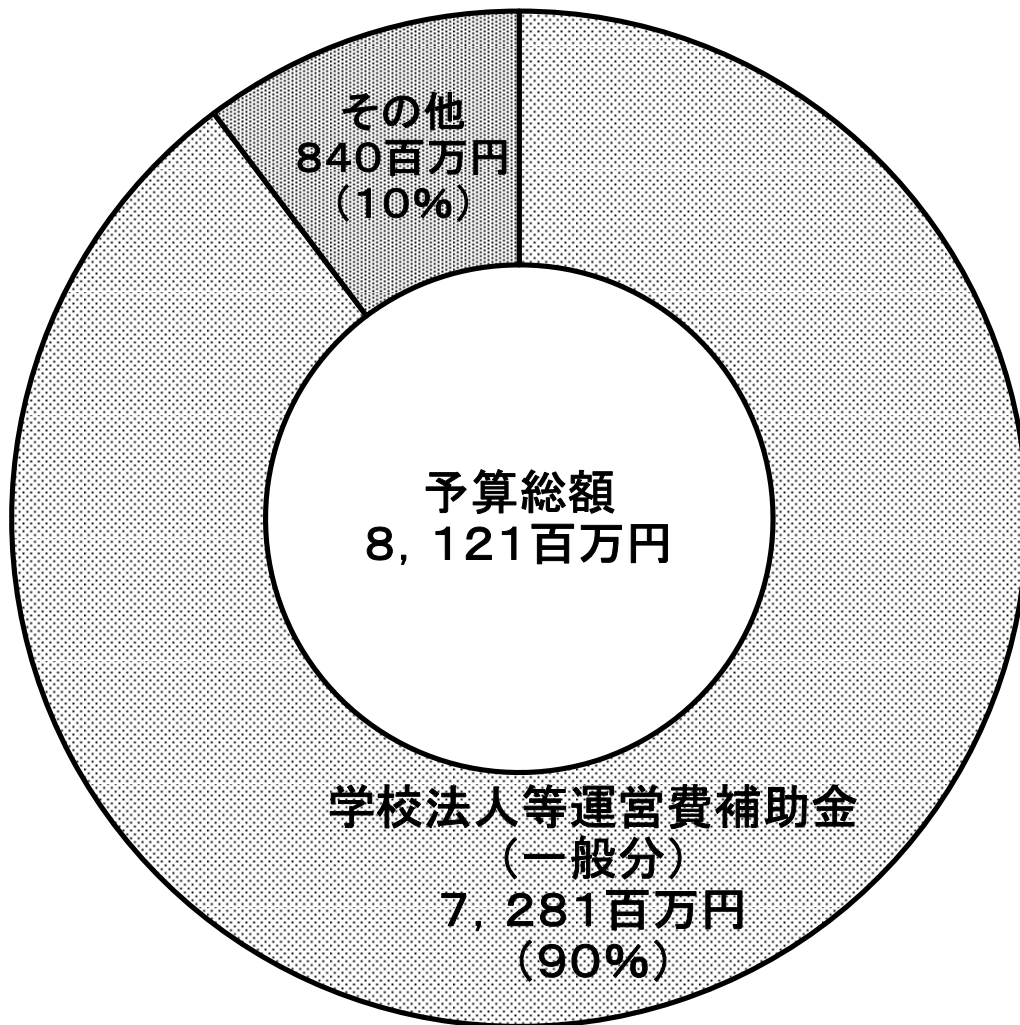
③ 修学条件の改善助成について

- ・私立高校の保護者負担の現状からみて更に改善と充実を図ること。
- ・授業料の減免補助を、運営費助成とは別途措置すること。

④ 助成に伴う監査について

- ・各学校の運営実態の把握、定期的な経理監査を実施すること。
- ・ただし、教育内容に関与してはならない。

平成18年度私学助成関係予算



○ 学校法人等運営費補助金(一般分)の内訳

- ・ 高等学校(全日制) 5,558百万円
- ・ 中学校 544百万円
- ・ 小学校 260百万円
- ・ 幼稚園 908百万円
- ・ 高等学校(通信制) 11百万円

私立学校の収支と補助対象経費の概念図

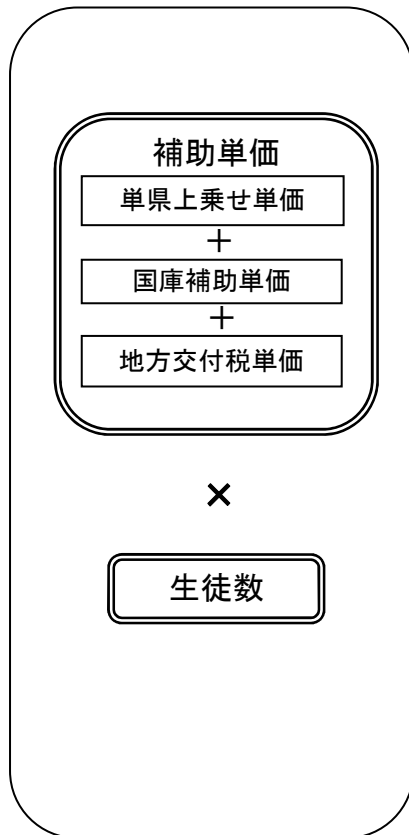
収 入	支 出
<p>生徒納付金</p> <p style="margin-left: 20px;">〔 授業料 入学金 施設整備費 暖房費 等 〕</p>	<p>人件費</p> <p style="margin-left: 20px;">〔 教育人件費 職員人件費 (所定福利費含む) 〕</p>
<p>補助金</p> <p style="margin-left: 20px;">〔 運営費補助金 その他補助金 〕</p>	
<p>その他収入 (寄付金、借入金、手数料等)</p>	<p>教育管理費</p> <p style="margin-left: 20px;">〔 消耗品費 光熱水費 旅費交通費 通信運搬費等 〕</p>
	<p>設備費(備品、図書費等)</p>
<p>その他収入 (寄付金、借入金、手数料等)</p>	<p>施設費(土地、建物支出等)</p>
	<p>その他支出(借入金返済等)</p>

「学校法人等運営費補助金(一般分)」の
対象経費
(経常的経費)

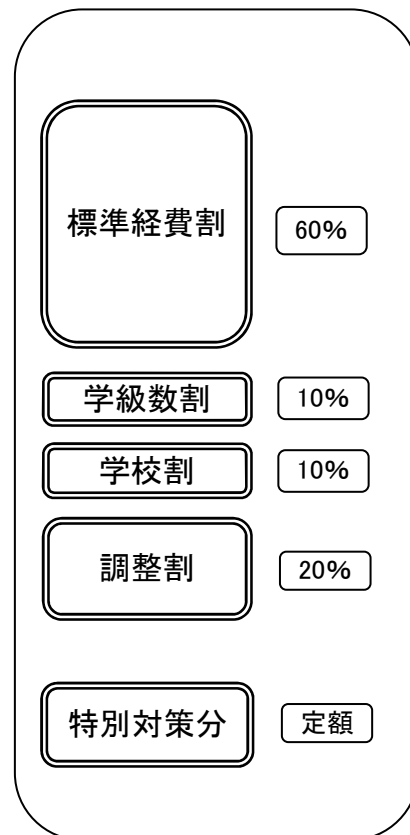
学校法人等運営費補助金(一般分)の算定方法(高等学校の例)

※ 補助金の配分にあたっては、実際には、様々な指標やデータを用いて計算するが、
下図は、あえて簡略化し、それをイメージ的に示している。

予算の積算方法



補助金の配分方法



学校法人等運営費補助金（一般分）配分基準

《高等学校》

基本割 80%	標準経費割 60%		標準運営費に応じ按分して配分
	学級数割 10%		標準学級数に応じ按分して配分
	学校割 10%		各学校に均等に配分
調整割 20%	経営状況割 6%	定員充足状況割	定員超過による減額、3カ年間の平均定員充足率・生徒数に応じて配分
		給与水準割	県立高等学校の給与水準を100とした場合の各学校の給与水準に応じて配分
	保護者負担 軽減努力割 8%	保護者負担 引上抑制割	保護者負担総額（入学金及び3年間の月納金）の引上額が平均額以下の学校に配分
		保護者負担 低額割	保護者負担総額（入学金及び3年間の月納金）の額が平均額以下の学校に配分
	教育努力割 6%	専任教員充足割	専任教員の充足割合に応じ配分
		教育研究度割	教育研究経費比率に応じ配分
特別対策割 (定額)	生徒急減対策割		減少生徒数に応じ配分
	魅力ある学習指導推進割		魅力ある学習指導の工夫改善を図るために増員した専任教員数に応じて配分
	情報化推進割		教育用コンピュータのレンタル・リース経費及びインターネット経費を対象に配分
	教員資質向上促進割		国内研修や社会体験研修等を行った専任教員数に応じて配分
	きめ細かな学習指導推進割		きめ細かな学習指導を行うために増員した専任教員数に応じて配分
	IT教育推進割		IT教育を行うため情報処理技術者資格を持つ常勤・非常勤職員経費を対象に配分
	学校安全対策割		学校の安全対策のために要した施設整備経費を対象に配分
体験学習推進割		学校が行う各種の体験的学習を推進するため対象生徒数に応じて配分	
入学辞退者からの入学徴収額改善割及び体育・文化振興割			入学金先取額に応じ総配分額から控除し、これを原資に入学金先取額引下げ校や据置き校に配分し、さらに体育・文化活動の振興状況に応じ配分

注) 標準運営費とは、私立学校の経常的な運営費について標準化したものであり、岡山県では公立学校をモデルに算出している。